

# 福岡県連盟規約

令和 5 年 3 月 改訂版

日本ボーイスカウト福岡県連盟

# 第1章 福岡県連盟

## 【 総 則 】

### 第1条 (名称)

本連盟は、日本ボーイスカウト福岡県連盟（以下県連盟という。）と称する。

英文表記：Fukuoka Council, Scout Association of Japan

### 第2条 (設置と構成)

日本連盟に加盟した福岡県内のすべての加盟団は、県連盟を組織する。

- (1) 県連盟の事務局は福岡市におく。
- (2) 県連盟に教育及び運営の機関として、県連盟総会、県連盟理事会、県連盟内コミッショナー会議、三役会、県連盟名誉会議及び県連盟の各種委員会を設ける。

### 第3条 (設置の目的)

県連盟は、日本連盟の定款に基づく教育規程に従い、福岡県内のスカウト運動を推進し、地区相互間並びに同様の目的を有する他の団体との間に友好関係を図ることを目的とする。

### 第4条 (事業)

県連盟は前条の目的を達成するために次の事業をおこなう。

- (1) ボーイスカウト運動の普及及び広報
- (2) ボーイスカウト運動の教育計画の策定及び運営
- (3) 指導者の養成
- (4) 国際相互理解の促進及び国際協力
- (5) 地球環境の保全・保護及びその教育
- (6) ボーイスカウト教育の特徴を活かした自然体験活動の推進
- (7) 県内加盟団への支援
- (8) 全国・国際的スカウト行事及び訓練への参加
- (9) 他団体との友好関係の維持
- (10) その他目的達成に必要な事業

## 【 県連盟総会 】

### 第5条 (開催と招集)

県連盟は、毎年度、定期にすべての加盟団で構成される県連盟年次総会を開催する。また、必要に応じて理事会または加盟団の3分の1以上の要求により臨時総会を開催することができる。（以下、年次総会と臨時総会を総称して総会という）

- ② 総会は、連盟長（連盟長欠員の場合は、連盟長を代行する者）が招集する。

## 第6条（開催通知）

総会の招集の通知は、開催日の2週間前までに加盟団が受領できるように送付しなければならない。

## 第7条（構成）

総会は、すべての加盟団をもって構成する。

② 県連盟の先達、名誉役員及び各種委員会委員、特別委員会委員、地区コミッショナー並びに地区事務長は総会に出席し、発言することができる。

③ 議長及び副議長は、出席加盟団のうちから総会で選出した者がこれにあたる。

## 第8条（成立と議決）

総会の定足数は加盟団の過半数（委任状を含む）とし、その議決は、出席加盟団の多数決による。可否同数のときは議長がこれを決する。ただし、県連盟規約の制定及び改正は、その3分の2以上の同意を得る。

## 第9条（議決の委任及び書面による議決権の行使）

加盟団は、委任状によって他の出席加盟団に議決を委任することができる。

また、あらかじめ示された議案につき、その賛否を明らかにした書面によって議決権を行使することができる。

## 第10条（総会議事）

総会の議事は、次の通りとする。

承認事項

- (1) 事業報告及び決算
- (2) 県連盟役員の選任
- (3) 加盟団分担金の金額及び徴収方法
- (4) 県連盟規約の制定及び改正
- (5) その他の重要事項

報告事項

- (1) 事業計画及び予算
- (2) その他の重要事項

## 第11条（審議）

総会は、提出議案につき、これを審議決定する。

## 第12条（総会の決議に代わる書面による合意）

規約により総会において決議すべきものとされた事項について、全加盟団の書面による合意があるときは、総会の決議があったものとみなす。

## 【 県連盟理事会 】

### 第 13 条（設置と責務）

県連盟理事会は、県連盟の目的を達成するため、事業計画及び予算等の重要事項を協議決定し、県連盟の運営及び事業の執行に当たる。

- ② 事業計画及び予算並びにその他の重要事項は、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て総会へ報告する。
- ③ 県連盟理事会は、県連盟理事長が主宰する。

### 第 14 条（構成）

県連盟理事会の構成は、次の通りとする。

- (1) 県連盟理事長（議長）
  - (2) 県連盟副理事長
  - (3) 県連盟理事（地区代表理事・連盟長委嘱理事）
  - (4) 事務局長（幹事役）
- ② 連盟長、副連盟長、県コミッショナー、同副コミッショナー、監事、並びに県連盟理事会が要請した者は、随時理事会に出席し、発言することができる。ただし、議決の数に加わらない。

### 第 15 条（招集）

県連盟理事会は、県連盟理事長が招集し主宰する。

### 第 16 条（成立と議決）

県連盟理事会の定足数は、県連盟理事の過半数（委任状を含む）とし、議決は出席者の多数決による。可否同数のときは、議長がこれを決する。ただし、総会に提出する県連盟規約の改正に関する事項は、その出席者の 3 分の 2 以上の同意を要する。

## 【 三 役 会 】

### 第 17 条（設置と責務）

三役会は、県連盟の諸計画の確認と運営、各種業務執行の調整をする。

緊急を要する事項については三役会において議決することができる。ただし、次回の県連盟理事会に追認を受けなければならない。

### 第 18 条（構成）

三役会の構成は、次の通りとする。

- (1) 理事長
- (2) 副理事長
- (3) 県コミッショナー
- (4) 事務局長（幹事役）
- (5) その他理事長が指名した者

## 【県連盟内コミッショナー会議】

### 第19条（開催）

県連盟内コミッショナー会議は、県連盟内のスカウト運動における教育面及び指導面での推進を図るために開催する。

- ② 県連盟内コミッショナー会議に関する事項は、県連盟内コミッショナー会議細則に定める。

## 【各種調整会議】

### 第20条（設置）

県連盟理事会は効果的かつ円滑に運営するために「企画調整会議」「地区委員長会同」をおく。

- ② 「企画調整会議」「地区委員長会同」の構成及び任務については、企画調整会議及び地区委員長会同に関する施行細則に定める。

## 【県連盟名誉会議】

### 第21条（設置と責務）

県連盟名誉会議は、県連盟理事会の委任により、県連盟表彰、感謝等の名誉及び名誉にもとる事項を審議決定する。

- ② 県連盟名誉会議の構成、運営は、福岡県連盟名誉会議運営細則に定める。

## 【県連盟の委員会】

### 第22条（設置）

県連盟理事会はその下部組織として、各種委員会を設け、また、必要に応じて特別委員会を設けることができる。

### 第23条（運営委員会）

運営委員会の構成及び任務については、福岡県連盟運営委員会に関する施行細則に定める。

- ② 県連盟理事会の承認を経て、運営委員会にその任務を分担するための小委員会を置くことができる。

### 第24条（特別委員会）

特別委員会は、特定事項につき、県連盟理事会より委任された任務を行うため、必要の都度設ける。

- ② 構成及び任務並びに期間は、設置の都度県連盟理事会が指示する。

### 第25条（招集と報告）

運営委員会及び特別委員会は、随時これを開催するものとし、その都度委員長が招集し、議長となる。

② 運営委員会及び特別委員会の協議決定事項は、すべて県連盟理事会の議を経て、執行することができる。

## 【 役員及び委員 】

### 第26条（役員）

県連盟の役員は、次に掲げる者をもって構成する。

連盟長	1名
副連盟長	若干名
県連盟理事長	理事から互選 1名
県連盟副理事長	理事から互選 若干名
県連盟理事	(1) 地区代表理事(地区委員長) 地区の数 (2) 連盟長委嘱理事 8名以内
県コミッショナー	1名
県副コミッショナー	若干名
県連盟ディレクター	1名
県連盟副ディレクター	若干名
県連盟名誉会議議員	若干名
県連盟監事	若干名

② 連盟長委嘱理事、県連盟名誉会議議員、県連盟監事の選出については、県連盟役員選出に関する施行細則による。

### 第27条（連盟長）

連盟長は、県連盟理事会の発議により総会において推戴する。

② 連盟長は、県連盟地域内のスカウト運動を代表し、統理する。

③ 任期は推戴のときから2年とし、再任を妨げない。

### 第28条（副連盟長）

副連盟長は、前条と同じ手続き及び任期をもっておくことができる。

② 副連盟長は、連盟長を補佐し、連盟長に事故あるときまたは欠員のときに、これを代理する。

### 第29条（県連盟理事長）

県連盟理事長は、県連盟理事の互選により就任する。

② 県連盟理事長は、県連盟理事会の議長となり、県連盟を代表するとともに、その業務を総理する。

③ 任期は県連盟理事としての任期とし、再任を妨げない。

### 第30条（県連盟副理事長）

県連盟副理事長は、前条と同じ手続き及び任期をもっておくことができる。

- ② 県連盟副理事長は、県連盟理事長を補佐するとともに、その業務を分掌し、県連盟理事長に事故あるときまたは欠員のときに、これを代理する。

### 第31条（連盟長委嘱理事）

連盟長委嘱理事は、連盟長、県連盟理事長及び 県コミッショナーが合議のうえ、総会の承認を得て連盟長が委嘱し本連盟の運営に参画する。

- ② 任期は2年とし、再任を妨げない。

### 第32条（ 県コミッショナー ）

県コミッショナーは、県連盟の推薦を受けて総コミッショナーが発議し、教育推進本部並びに日本連盟理事会で承認のうえ、総コミッショナーが委嘱する。

- ② 県コミッショナーの任期は、2年とし、再任を妨げない。この場合における更新は12月31日とする。

- ③ 県コミッショナーの推薦に当たっては、次のことを考慮する。

- (1) 青少年の訓育を託するに足る品性及び経歴を有すること。
- (2) スカウト運動の経験及び知識を有すること。
- (3) 県連盟内の教育にたずさわる指導者を主導する能力を有すること。
- (4) コミッショナー任務別研修県コミッショナー課程を修了した者又は就任後できるだけ速やかに同課程を修了できる者であること。

- ④ 県コミッショナーの任務は、次のとおりとする。

- (1) 県コミッショナーは、県連盟におけるスカウト運動が日本連盟と県連盟の規程に従い展開するよう努めるとともに、県スカウト運動の基準の維持と純正な発展を図るため、県内の指導者に対して助言及び指導を行う。
- (2) 県コミッショナーは、教育面及び指導面で県連盟を代表するとともに連盟長、県連盟理事長の任務を支援する。
- (3) 県コミッショナーは、県副コミッショナーを統括し、所管する任務を分担させるとともに、地区コミッショナー、団担当コミッショナー等に対して助言及び指導を行う。
- (4) 県コミッショナーは、県連盟トレーニングチームを統括する。
- (5) 県コミッショナーは、県内コミッショナー会議を主宰する。
- (6) 県コミッショナーは、県連盟名誉会議運営細則に基づき県連盟名誉会議を主宰する。

### 第33条（県副コミッショナー）

県副コミッショナーは、県コミッショナーの推薦により、理事会の議を経て、連盟長が委嘱する。

- ② 県副コミッショナーは、県コミッショナーの補佐し、分掌された任務を行う。

- ③ 県副コミッショナーの任期、推薦条件等は、県コミッショナーに準ずる。

### 第 34 条（県連盟名誉会議員）

県連盟名誉会議員は、連盟長、県連盟理事長、県コミッショナーが合議のうえ、総会の承認を経て、連盟長がこれを委嘱する。

② 任期は2年とし、再任を妨げない。

### 第 35 条（県連盟監事）

県連盟監事は、県連盟の業務、資金及び経理の監査を行い、県連盟理事会及び総会に報告する。

② 県連盟監事は、総会において選任する。

③ 県連盟監事の任期は、任期は2年とし、再任を妨げない。

### 第 36 条（県連盟役員任期）

県連盟役員任期は、コミッショナーを除き任期最終年度の年次総会のときまでとする。

② 県連盟役員が退任するときには、後任者が就任するまでの間、なおその職務を行う。

③ 県連盟理事（地区代表理事・連盟長委嘱理事）は、原則として70歳に達する任期の最終年度、年次総会終了のときを限度とする。

④ 県連盟理事長、各種運営委員長、県コミッショナー、及び県連盟名誉会議員の任期は2年とするが、連続して同一の役職に就任する場合、3期（6年）を限度とする。

⑤ 県連盟名誉会議員は、地区役員を兼務することが出来ない。

### 第 37 条（県連盟役員補充と増員）

地区代表理事に変動が生じたときは、新任の地区委員長が就任する。

② 総会において選出・承認等を行った前項以外の県連盟役員にあつては、次の総会においてこれを補充する。

③ 補充または増員による県連盟役員任期は、前任者の残任期間とする。

### 第 38 条（先達）

連盟長は、教育・指導面に特に功績が顕著であった者に対し、県連盟理事会の議を経て、先達の称号を贈ることができる。

② 先達の礼遇は、県連盟役員に準ずる。

### 第 39 条（名誉役員）

県連盟は、県連盟理事会の議を経て、名誉役員として名誉連盟長、常任顧問、顧問、相談役等をおくことができる。

② 任期は2年とし、再任を妨げない。

### 第 40 条（委員長）

運営委員会及び特別委員会の委員長は、県連盟理事会の議を経て県連盟理事長が委嘱する。ただし、地区コミッショナーの委員長、委員等の兼任はできない。



#### 第41条（委員）

運営委員会及び特別委員会の委員は、必要に応じて県連盟理事会の承認を経て県連盟理事長が委嘱する。

- ② 運営委員会に置かれた小委員会の長は、該当運営委員会の委員となる。
- ③ 小委員会の委員は、県連盟理事会の承認を経て県連盟理事長が委嘱する

#### 第42条（委員長及び委員の任期）

運営委員会の委員長、委員及び小委員会委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- ② 補充または増員による委員長、委員及び小委員会委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### 【 トレーニングチーム 】

#### 第43条（設置）

県連盟の指導者養成のため、業務執行機関として県連盟トレーニングチームを設置する。

- ② 県連盟トレーニングチームの構成、担当業務等の詳細については、県連盟トレーニングチームに関する施行細則に定める。

### 【 県連盟タスクチーム 】

#### 第44条（設置）

県コミッショナーは、県連盟の目的を達成するために、県連盟タスクチームを設置することができる。

- ② 県連盟タスクチームの構成、業務の内容等の詳細については、県連盟タスクチームに関する施行規則に定める。

### 【 技能章考査員 】

#### 第45条（技能章考査員）

県連盟に技能章考査員をおく。

- ② 技能章考査員は、技能章の考査について専門的知識を有する者のうちから、県連盟理事会の議を経て連盟長が委嘱する。
- ③ 任期は3年とし再任を妨げない。
- ④ 技能章考査員の選考については、技能章考査委員に関する施行細則に定める。

### 【 スカウトクラブ 】

#### 第46条（スカウトクラブ）

県連盟は、スカウト運動の趣旨に賛同する者を対象として、県内にスカウトクラブを組

織するよう努めるものとする。

- ② スカウトクラブの加盟員は、加盟登録することを推奨する。

## 【 県連盟事務局 】

### 第 47 条（設置）

県連盟は、業務の執行機関として県連盟事務局を設ける。

- ② 県連盟事務局の業務は、県連盟理事会の議定の下に執行される。
- ③ 県連盟事務局には、県連盟事務局長のほか、必要な職員を置くことができる。

### 第 48 条（事務局長の任命及び任務）

県連盟事務局長は、県連盟理事会の承認を経て、県連盟理事長が任命する。

- ② 県連盟事務局長は、県連盟理事会の議定の下に、県連盟の事務を執行する。
- ③ 県連盟事務局長は、県連盟理事会、三役会及び県連盟名誉会議の幹事役となる。

### 第 49 条（給与）

県連盟事務局長は、県連盟理事会の議を経て有給とすることができる。

## 【 県連盟の経理 】

### 第 50 条（資金の管理）

県連盟は、会計処理規則を定める。

- ② 県連盟の資金及び経理は、県連盟理事会の議決に従い運営され、かつ、管理されなければならない。

### 第 51 条（資金の充足）

県連盟は、連盟を維持するための分担金を各加盟団に課することができる。ただし、その金額及び徴収方法は、総会の議を経て、これを決定する。

- ② 県連盟の資金充足の方法は、県連盟において定める。

### 第 52 条（会計年度）

県連盟の会計年度は、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

### 第 53 条（監査）

県連盟の決算は、監事の監査を受け、年次総会に報告しその承認を受けなければならない。

## 第2章 地 区

### 【 総 則 】

#### 第54条（設置と構成）

県連盟は、地理的条件、地域の実状、加盟団の状況等を勘案し、県連盟の運営を円滑にするため、県連盟が定める地域ごとに地区を設けることができる。

- ② 地区の地域は、地区区分に関する施行細則に定める。
- ③ 地区は、地区内のすべての加盟団で構成する。

#### 第55条（設置の目的）

県連盟は、次に掲げる目的を達成するために地区を設置する。

- (1) 県連盟の方針及びプログラム等を地区内で効果的に実施し、かつ、地区の実状  
県連盟の施策に反映させること。
- (2) 各団相互及び地区内の同じ目的を有する他の団体と調和的な協働を図ること。
- (3) 各団の独立と主導性を妨げることなく、地域内のスカウト運動を普及すること。

### 【 地区の組織 】

#### 第56条（地区協議会）

地区は、県連盟の目的を達成するため、地区内の加盟団で構成する地区協議会を開催する。

- ② 地区協議会は、地区協議会長の招集により、随時、必要に応じて開催され、地区協議会会長が議長となる。
- ③ 地区は、県連盟年次総会の前に地区総会としての地区協議会を開催する。

#### 第57条（構成）

地区協議会の構成は、次の通りとする。

- (1) 地区協議会長、地区協議会副会長
- (2) 地区委員長（県連盟の地区代表理事）、地区副委員長
- (3) 地区コミッショナー、地区副コミッショナー
- (4) 団担当コミッショナー
- (5) 運営委員会及び特別委員会の委員長
- (6) 事務長
- (7) 会計係
- (8) 各団委員長
- (9) 各隊長
- (10) 学識経験者会員

## 第58条（地区総会）

県連盟年次総会の前に地区総会として地区協議会を開催し、次のことを行う。

- (1) 地区協議会長、地区協議会副会長、地区委員長、地区副委員長、運営委員会及び特別委員会の委員長、会計係、学識経験者会員の選出
- (2) 県連盟総会における「名誉会議議員を推薦する選考委員会」委員1名の選出
- (3) 報告承認及び審議決定（県連盟年次総会に準ずる）

## 第59条（成立と議決）

地区総会の定足数は、加盟団の過半数とし、その議決は、出席加盟団の多数決による。

## 【 地区委員会 】

### 第60条（設置と責務）

地区は、地区の運営を行うために地区委員会を設ける。

- ② 地区委員会は、各種の運営委員会及び特別委員会を設けることができる。
- ③ 地区委員会の運営等に関する事項は、地区で別に定める。

## 【 役員及び委員 】

### 第61条（地区役員）

地区の役員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 地区協議会長及び地区協議会副会長
- (2) 地区委員長及び地区副委員長
- (3) 地区コミッショナー及び地区副コミッショナー
- (4) 団担当コミッショナー
- (5) 運営委員会及び特別委員会の委員長
- (6) 事務長
- (7) 会計係
- (8) 地区監事

- ② その他の役員は、地区において別に定める。

### 第62条（地区協議会長及び地区協議会副会長）

地区協議会長は、地区総会において選出され、地区内のスカウト運動を代表する。

- ② 地区協議会副会長は、地区総会において選出され、地区協議会長を補佐し、地区協議会長に事故あるとき又は欠けたときは任務を代理する。
- ③ 地区協議会長及び地区協議会副会長は、隊指導者を兼務することができない。

### 第63条（地区委員長及び地区副委員長）

地区委員長は、地区総会において選出され、県連盟年次総会の確認を経て、県連盟の地区代表理事となる。

- ② 地区委員長は、地区委員会を主宰し、議長となる。

- ③ 地区副委員長は、必要に応じて地区総会において選出することができる。
- ④ 地区副委員長は、地区委員長を補佐し、地区委員長に事故あるとき又は欠けたときは任務を代理する。
- ⑤ 地区委員長及び地区副委員長は、隊指導者を兼務することができない。

#### 第64条（地区コミッショナーの委嘱及び任務等）

地区コミッショナーは、県コミッショナーと地区委員長との推薦により、県連盟理事会の議を経て、連盟長が委嘱する。

- ② 地区コミッショナーの任期は2年とし、再任を妨げない。この場合における更新は6月30日とする。
- ③ 地区コミッショナーの推薦にあたっては、次のことを考慮する。
  - (1) 青少年の訓育を託するに足る品性及び経歴を有すること。
  - (2) スカウト運動の経験及び知識を有すること。
  - (3) 地区内の教育指導にたずさわる指導者を主導する能力を有すること。
  - (4) コミッショナー任務別研修地区コミッショナー課程を修了した者又は就任後できるだけ速やかに同課程を修了できる者であること。
- ④ 地区コミッショナーの任務は、次のとおりとする。
  - (1) 地区コミッショナーは、地区におけるスカウト運動が日本連盟と県連盟の規定に従い展開するよう努めるとともに、地区内の指導者に対して助言及び指導を行う。
  - (2) 地区コミッショナーは、地区委員会の下で、スカウト教育について純正な推進を図り、地区委員会に対して責任を負うとともに、教育面・指導面で地区を代表する。
  - (3) 地区コミッショナーは、地区副コミッショナーを統括し、所管する任務を分担させるとともに、団担当コミッショナー等に対して助言及び指導を行う。
  - (4) 地区コミッショナーは、地区内のコミッショナーと協力し、団に対して助言及び指導並びに援助を行う。

#### 第 65 条（地区副コミッショナー）

地区副コミッショナーは、必要に応じて地区コミッショナーと地区委員長の推薦により、県連盟理事会の議を経て、連盟長が委嘱する。

- ② 地区副コミッショナーは、地区コミッショナーを補佐し、分掌された任務を行う。
- ③ 地区副コミッショナーの任期、推薦条件等は、地区コミッショナーに準ずる。ただし研修歴については、コミッショナー任務別研修地区コミッショナー課程をウッドバッジ実修所と読み替えて適用する。

#### 第 66 条（欠員）

県コミッショナーは、地区コミッショナー及び地区副コミッショナーがともに欠員の場合は、県副コミッショナーにこれを代理させるか、あるいは県コミッショナー自らその任

務を代行する。

#### 第 67 条 (団担当コミッショナー)

団担当コミッショナーは、地区副コミッショナーと同様の手続きをもって委嘱する。

- ② 団担当コミッショナーの推薦条件は、県コミッショナーに準ずる。ただし、研修歴については、コミッショナー任務別研修県コミッショナー課程をコミッショナーベーシックトレーニングと読み替える。
- ③ 団担当コミッショナーの任期は 2 年とし、再任を妨げない。この場合における更新は 6 月 30 日とする。
- ④ 団担当コミッショナーは、地区コミッショナーの指導と助言を受け、担当する団及び隊の訪問や巡回を通して次の任務を行う。
  - (1) 日本連盟及び県連盟の方針等に従い、効果的にプログラムが実施されるように団委員会及び隊指導者に協力し、助言及び指導並びに援助を行う。
  - (2) 団委員長、隊指導者の意見や要望を県内コミッショナー会議に反映するとともに、日本連盟、県連盟地区等の情報を伝達する。
  - (3) その他県コミッショナーまたは地区コミッショナーから指示のあった事項。
- ⑤ 団担当コミッショナーは、おおむね 3~5 個団に 1 人を委嘱する。
- ⑥ 団担当コミッショナーを選任しない場合、県コミッショナーは、県副コミッショナー、地区コミッショナー、地区副コミッショナー等に④の任務を付与する。

#### 第 68 条 (運営委員会及び特別委員会の委員長)

運営委員会及び特別委員会の委員長は、地区総会において加盟員の中から選出する。

- ② 運営委員会及び特別委員会の委員長は、その委員会を主宰する。

#### 第 69 条 (運営委員会及び特別委員会の委員)

地区の運営委員会及び特別委員会の委員は、地区委員会の議を経て地区委員長が委嘱する。それらの委員は、必ずしも加盟員である必要はないが、少なくとも 21 歳以上でなければならない。

#### 第 70 条 (委員長及び委員の任期)

地区の運営委員会及び特別委員会の委員長及び委員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。

- ② 補充または増員による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### 第 71 条 (事務長)

地区の事務長は、地区委員会において選出する。

- ② 事務長は、地区における事務処理を担当する。

#### 第 72 条 (会計係)

地区の会計係は、毎年地区総会において選出する。

- ② 会計係は、地区の経理を担当し、資金を保管する。

### 第73条（役員等の任期）

地区総会選出の役員の任期は、次回の地区総会終了時までとする。ただし、地区委員長の任期は、次回の県連盟年次総会までとし、再任を妨げない。

### 第74条（役員の新員と増員）

地区総会選出の役員に欠員を生じた場合の新員は、地区協議会において行う。

② 新員または増員による役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

地区には、地区委員会の議を経て名誉役員をおくことができる。

## 【 技能章指導員 】

### 第75条（技能章指導員）

技能章指導員は、プログラムの特定部門について専門知識を有し、課目を通してスカウトと接触することが適している者のうちから、地区委員会の議を経て地区委員長が委嘱し、任期は3年とし、再任を妨げない。

## 【 その他委員会 】

### 第76条（表彰推薦委員会）

県連盟表彰に対し、地区からの表彰推薦を審議するために、地区に表彰推薦委員会を設置する。

② 表彰推薦委員会の構成、担当業務等の詳細については、地区の表彰推薦に関する施行規則に定める。

### 第77条（登録審査委員会）

日本連盟への加盟登録申請に対し、その団を審査するために、地区に登録審査委員会を設置する。

② 登録審査委員会の構成、担当業務等の詳細については、地区の登録審査に関する施行規則に定める。

## 【 経 理 】

### 第78条（資金の充足と管理）

地区の資金及び経理は、地区委員会の指示に従い維持され、かつ整理されなければならない。

② 地区は、その運営に必要な経費を得るために、分担金を加盟団に課することができる。ただし、その金額及び徴収方法は、地区総会の議を経て決定し、県連盟理事会に報告しなければならない。

③ 地区の会計年度は、県連盟に準ずる。

## 【 補 則 】

### 第 79 条 (制定及び改正)

地区規約の制定又は改正には、県連盟理事会の承認を得なければならない。

## 第 3 章 補 則

### 【 補 則 】

#### 第 80 条 (届出)

県連盟は次のことを日本連盟に速やかに届け出する。

- (1) 制定又は改正した県連盟規約
- (2) 決算資料を含む県連盟総会資料、議案書等

#### 第 81 条 (規則の制定、改正)

この規約の施行規則の制定又は改正は、県連盟理事会の通常の議決による。

#### 第 82 条 (補則)

この規約に定めのある場合を除き、県連盟の運営はすべて公益社団法人ボーイスカウト日本連盟 諸規程(以下「日本連盟諸規程」という。)に示すところによる。

- ② 日本連盟諸規程の条文改正により、本規約と矛盾、抵触が生じた場合には日本連盟諸規程に定められた内容を優先する。
- ③ 日本連盟諸規程の条文改正のうち、県連盟において定めなければならない事項以外の条文については、第 9 条の定めにかかわらず理事会で確認のうえ改正することができる。

#### 付則

本規約は令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

令和 5 年 3 月 1 日 一部改正